

さいたま市私道公共下水道敷設要綱

(平成13年5月1日告示第101号)

(趣旨)

第1条 この告示は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域(以下「処理区域」という。)及び近く処理区域となることが確実であると見込まれる区域内において、一定の要件を満たしている私道に公共下水道を敷設することに関し必要な事項を定めるものとする。

(敷設できる私道)

第2条 公共下水道を敷設できる私道は、処理区域及び近く処理区域となることが確実であると見込まれる区域内で次の各号のいずれかに該当する場合とする。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路位置指定を受けたもの

土地登記簿上分筆されており、幅員が1.8メートル以上のもの

建築基準法第42条第1項第3号に掲げる道で幅員4メートル以上のもの

(敷設の要件)

第3条 私道に公共下水道の敷設を受けるために必要な要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

利用しようとする家屋が2戸(アパート等については、1棟を1戸とする。)以上あり、その全戸が次に掲げる事項に該当するものであること。

ア 公共下水道が敷設されている公道に面していないこと。

イ 公共下水道を敷設したときは、遅滞なく排水管を当該公共下水道に接続することが明らかであること、かつ、速やかに水洗化することが明らかであること。

市が必要とする期間、私道の所有者が当該土地を無償で使用するについて承諾していること。

公共下水道の敷設のための用地を確保し、及び障害物件を排除していること。

(敷設の申請)

第4条 私道に公共下水道の敷設を受けようとするときは、当該敷設を受けようとする者のうちから代表者を定め、私道公共下水道敷設申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

私道の位置図(案内図)

土地所有者の区割図(公図の写し)

登記事項証明書又は登記事項要約書

私道公共下水道利用者名簿(様式第2号)

土地使用承諾書(様式第3号)

印鑑登録証明書

その他市長が必要と認める書類

(審査、決定及び通知)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、公共下水道の敷設をすべきものと認めるときは、私道公共下水道整備決定通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により、公共下水道の敷設をすることが不相当と認めるときは、私道公共下水道整備不可通知書(様式第5号)により代表者に通知するものとする。

(埋設物件等の移設の承諾)

第6条 私道に公共下水道を敷設する場合において、ガス管、水道管、排水管その他埋設物件等の移設が必要となったときは、市が行うが、申請者はこれを承諾するものとする。

(遵守事項)

第7条 公共下水道の敷設用地の所有者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

公共下水道が敷設された当該用地上に工作物を設置し、又は下水道管の維持管理上支障をきたす行為をしないこと。

当該用地の所有権を他人に譲渡し、又は所有権以外の権利を設定し、若しくは譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得するものに対し、公共下水道の用地としての使用を継承すること。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、私道への公共下水道の敷設に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の私道における公共下水道敷設要綱(昭和57年大宮市告示第211号)の規定によりなされた手続き、決定その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市公共下水道私道布設要綱(昭和58年岩槻市告示第47号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月30日告示272号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月10日告示847号)

この告示は、平成19年8月10日から施行する。